

泊発電所3号機における作業員の微量な放射性物質の内部取り込みについて

泊発電所3号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力91万2千kW）は、平成23年1月5日から第1回定期検査を実施しております。1月8日、原子炉補助建屋で3B-冷却材脱塩塔入口フィルタ¹のフィルタエレメント²交換を実施していた作業員1名に放射性物質による身体汚染が確認されたため、ホールボディカウンタ³で測定を実施したところ、微量な放射性物質の内部取り込みの疑い⁴があることがわかりました。

このため、本日、当該作業員について再測定⁵を実施したところ、午前9時00分、微量な放射性物質を内部取り込みしたことが判明しました。

当該作業員の内部被ばく量（今後50年間で受けるとした場合の内部被ばく量）は0.012ミリシーベルト⁶であり、胸部エックス線検診（1回分 約0.05ミリシーベルト）より低く、身体に影響を与えるものではありません。

また、医師による診察の結果、異常がないことを確認しました。

今後、原因について調査します。

今回の事象による外部への放射能の影響はありません。

本件については、泊発電所に関する通報連絡及び公表基準に基づき北海道及び地元4カ町村に連絡済です。

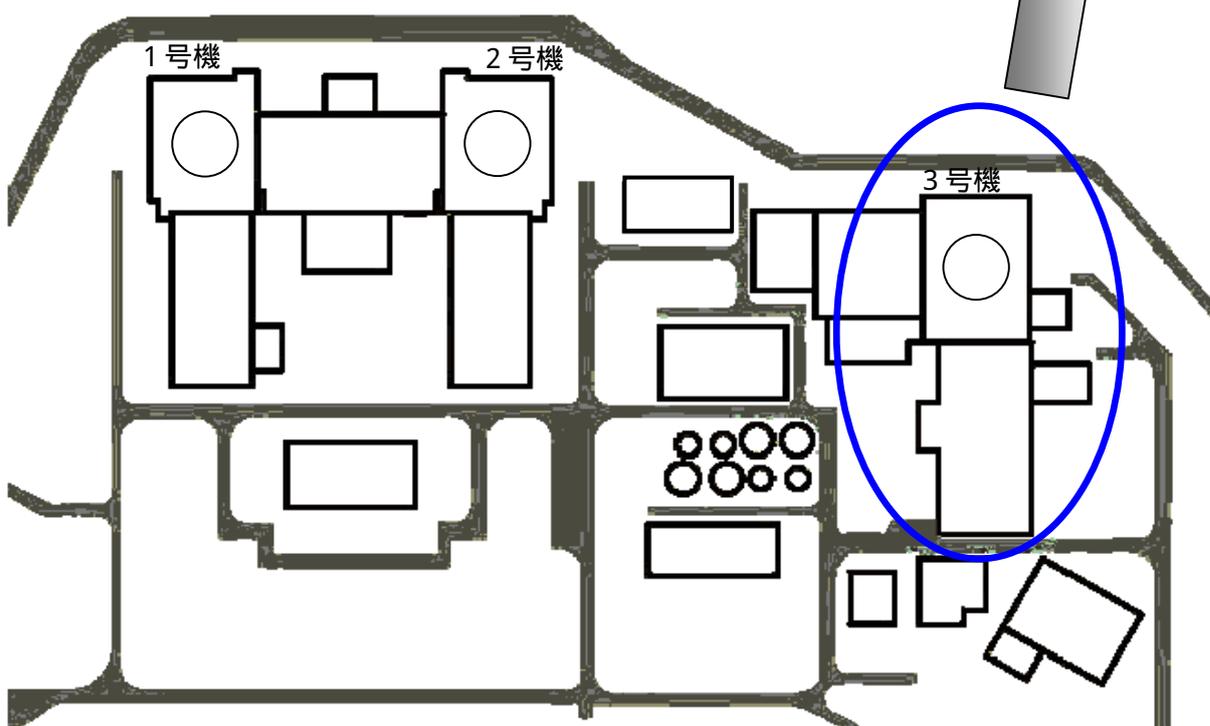
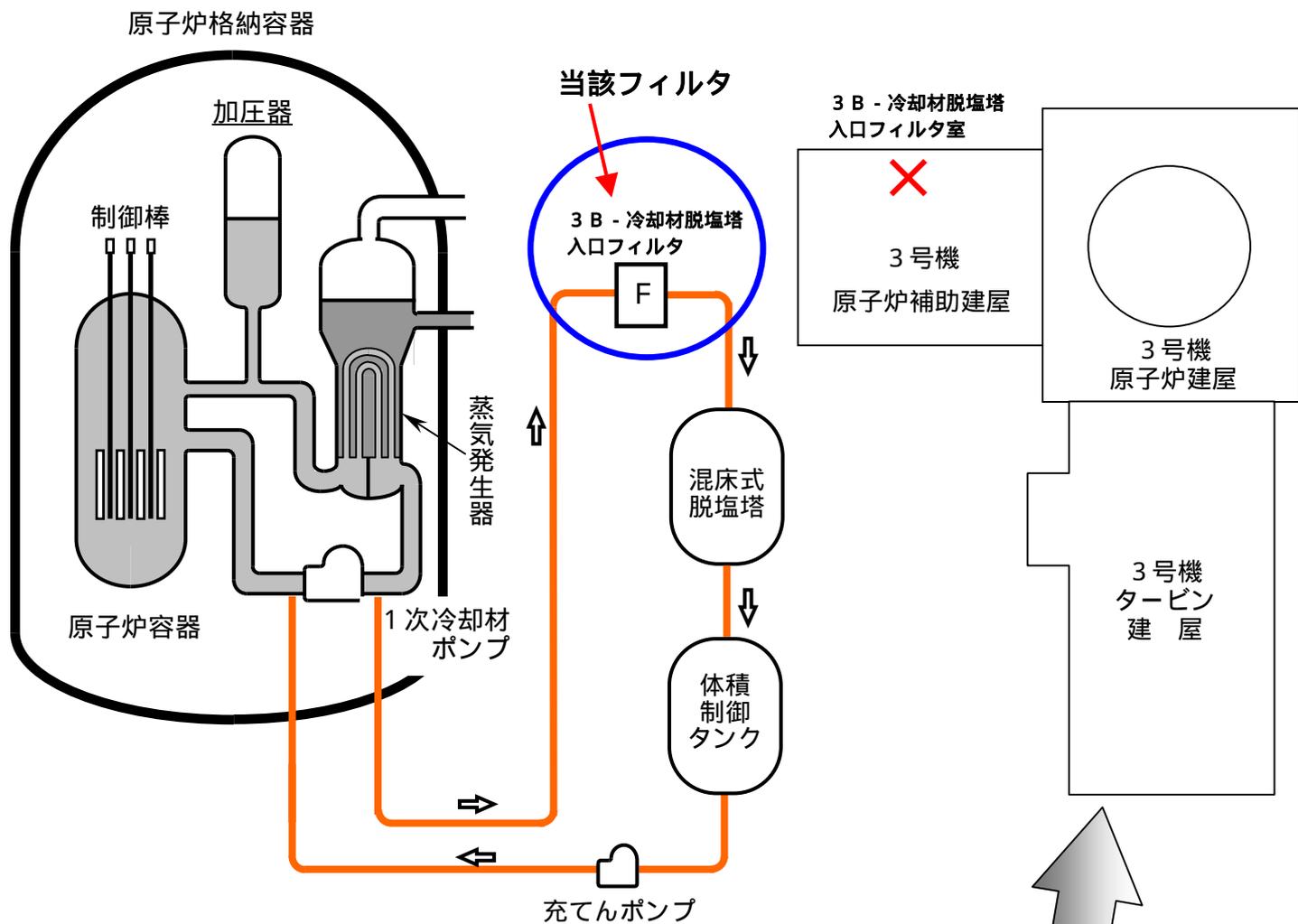
- 1 冷却材脱塩塔入口フィルタ
1次冷却材中の放射性腐食生成物等を除去する設備
- 2 フィルタエレメント
フィルタを交換しやすく一体化したもの
- 3 ホールボディカウンタ
体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置
- 4 放射性物質の内部取り込みの疑い
内部放射能測定の結果を過去の平常時の測定値と比べ、その値が、平均値から統計的な変動にもとづくばらつきの幅を超えた場合等に、放射性物質の内部取り込みの疑いがあると判断している
- 5 再測定
測定結果が身体表面に付着した極く微量の放射性物質による可能性もあることから、本日、再度測定を実施した
- 6 シーベルト
人が受けた放射線影響の度合いを表す単位
法令に定める線量限度は、年間50ミリシーベルト、かつ5年間で100ミリシーベルト

<添付資料>

- 1 . 泊発電所3号機 系統図・配置図
- 2 . 当該作業員の被ばく量

以上

泊発電所 3号機 系統図・配置図



当該作業員の被ばく量

